

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 4 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	統計調査の承認等の状況（総括表）	1
	基幹統計調査の承認	1
	一般統計調査の承認	2
	届出統計調査の受理	3
2	基幹統計調査の承認	4
	医療施設調査（平成23年承認）（厚生労働省）	4
	患者調査（平成23年承認）（厚生労働省）	6
3	一般統計調査の承認	9
	社会医療診療行為別調査（平成23年承認）（厚生労働省）	9
	労務費率調査（平成23年承認）（厚生労働省）	10
	パートタイム労働者総合実態調査（平成23年承認）（厚生労働省）	12
	平成23年産業連関構造調査（鉱工業投入調査）（平成23年承認）（経済産業省）	15
4	届出統計調査の受理	16
	○ 新規	16
	県民活動実態・意向調査（平成23年届出）（千葉県）	16
	東北地方太平洋沖地震発生時の対応状況等の調査（平成23年届出）（東京消防庁）	17

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。

- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
医療施設調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 ①調査事項の変更 産科、小児・周産期医療に関連する調査事項の追加、医療安全に関連する調査事項の追加、診療録管理専任従事者の削除等。 ②調査方法の変更 病院票について、オンライン調査を導入。	H23.4.27
患者調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 ①標本設計の変更 層化基準の変更(病院に関する一部の層の統合)。 ②調査事項の変更 肝疾患の状況の追加、透析治療の状況の削除等。	H23.4.27

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 4. 12	県民活動実態・意向調査	千葉県知事
H23. 4. 28	東北地方太平洋沖地震発生時の対応状況等の調査	東京消防庁 消防総監

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
	該当なし	

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 医療施設調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年4月27日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

【目的】 本調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査の内容は、内務報告例（内務省）から引継がれた厚生省報告例に含まれていたものであるが、昭和23年11月から全医療施設を対象に「施設面からみた医療調査」として行われ、その後、昭和25年から「医療施設面調査」という名称（ただし、昭和25年及び昭和27年は医療施設面調査第1次客体調査）で行われていたものである。昭和28年7月7日に統計法に基づく指定統計となり、昭和47年まで毎年年末（昭和28年は7月末）現在で実施してきた。昭和48年10月に調査規則を改正し全施設の詳細な実態を把握することを目的とする調査については、静態調査として昭和50年から3年ごとに実施するとともに、各都道府県から施設の開設・廃止等の報告を毎月徴集する動態調査を昭和48年11月から実施（昭和48年1月から10月までの分については、一括して報告を徴集した。）することとして、現在に至っている。なお、昭和59年からは、患者調査と同時期に実施し医療施設面からも患者の動向を把握できるよう、調査期日を10月1日現在に改めた。平成23年には、病院票に関して、オンライン調査が導入された。

【調査の構成】 1－医療施設静態調査病院票 2－医療施設静態調査一般診療所票 3－医療施設静態調査歯科診療所票 4－医療施設動態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（静態調査：調査実施年翌年10月、動態調査：調査対象月の翌々月下旬）

※

【調査票名】 1－医療施設静態調査病院票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）8,693 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年10月1日～11月上旬

【調査事項】 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急病院の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他（1から10に関連する事項）

※

【調査票名】 2－医療施設静態調査一般診療所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）一般診療所 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 101, 199 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 (系統) 厚生労働省—都道府県— (保健所を設置する市・特別区) —保健所—報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年10月1日～11月上旬

【調査事項】 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他 (1から10に関連する事項)

※

【調査票名】 3—医療施設静態調査歯科診療所票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 医療施設 (属性) 歯科診療所 (抽出枠) 医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 68, 965 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 (系統) 厚生労働省—都道府県— (保健所を設置する市・特別区) —保健所—報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年10月1日～11月上旬

【調査事項】 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他 (1から10に関連する事項)

※

【調査票名】 4—医療施設動態調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 都道府県、市、特別区 (属性) 法令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 136 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (電子メール) (記入) 自計 (把握時) 毎月1日～月末 (系統) 厚生労働省—報告者 (都道府県)、 厚生労働省—都道府県—報告者 (保健所を設置する市及び特別区)

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査対象月の翌月20日

【調査事項】 1. 開設の場合 (1) 名称、(2) 開設年月日、(3) 所在地、(4) 開設者、(5) 診療科目、(6) 許可病床数、(7) 従事者数、(8) 社会保険診療の状況、(9) その他 (1) から (8) に関連する事項、2. 変更の場合 (1) 名称、(2) 変更年月日、(3) 診療科目、(4) 許可病床数、(5) その他 (1) から (4) に関連する事項、3. 開設及び変更以外の場合 (1) 名称、(2) 処分等の年月日、(3) 処分等の種類、(4) その他 (1) から (3) に関連する事項

【調査名】 患者調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年4月27日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

【目的】 本調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 昭和23年に行われた「世帯面からみた病勢及び医療費調査」は、世帯主の申告に基づいて行われたので、病名の判定などが正確に行われているとは限らず、国民の疾病状況を種類別に推計する場合などに問題となる面があった。そこで、医師の診断による病名を基礎とした統計を作成し、これによって照査する必要が生じ、昭和23年11月15日からの1週間を調査期間として「施設面よりみた病勢調査」が行われた。これが、患者調査の前身で、昭和28年には指定統計に指定され、以後は毎年1回定期的に実施されていたが、昭和59年度からは、3年周期にして、県別表章ができるようサンプル数が増加されている。

【調査の構成】 1－病院入院（奇数）票 2－病院外来（奇数）票 3－病院（偶数）票 4－一般診療所票 5－歯科診療所票 6－病院退院票 7－一般診療所退院票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年10月）

※

【調査票名】 1－病院入院（奇数）票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,600/8,700 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年9月1日～12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院年月日、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 病床の種別、8. 紹介の状況、9. 来院時の状況、10. 入院の状況

※

【調査票名】 2－病院外来（奇数）票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,400/8,700 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）指定日に外来で受療した患者の指定日の状況 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年9月1日～12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況

※

【調査票名】 3－病院（偶数）票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,600/8,700 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）入院の場合：指定日の時点で入院している患者の状況、外来の場合：指定日に外来で受療した患者の状況 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年9月1日～12月中旬

【調査事項】 1. 入院・外来の別、2. 性別、3. 出生年月日

※

【調査票名】 4－一般診療所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）一般診療所 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/99,700 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）入院の場合：指定日の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況、外来の場合：指定日に外来で受療した患者の指定日の状況 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年9月1日～12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院・外来の種別等、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況、9. 病床の種別、10. 入院の状況

※

【調査票名】 5－歯科診療所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）歯科診療所 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,300/68,400 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）指定日に外来で受療した患者の指定日の状況 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年9月1日～12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 傷病名、6. 診療費等支払方法

※

【調査票名】 6－病院退院票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,600/8,700 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの状況 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年9月1日～12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 過去の入院の有無、5. 入院年月日、6. 退院年月日、7. 受療の状況、8. 診療費等支払方法、9. 病床の種別、10. 入院前の場所、11. 来院時の状況、12. 手術の有無、13. 転帰、14. 退院後の行き先

※

【調査票名】 7－一般診療所退院票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 医療施設 (属性) 一般診療所 (抽出枠) 医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,400/10,600 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの状況 (系統) 厚生労働省－都道府県－(保健所を設置する市・特別区)－保健所－報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年9月1日～12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 過去の入院の有無、5. 入院年月日、6. 退院年月日、7. 受療の状況、8. 診療費等支払方法、9. 病床の種別、10. 入院前の場所、11. 来院時の状況、12. 手術の有無、13. 転帰、14. 退院後の行き先

○一般統計調査の承認

【調査名】 社会医療診療行為別調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年4月13日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目的】 本調査は、保険医療制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、「社会医療調査」（指定統計第79号）として昭和30年から「傷病別調査」、「診療行為別調査」の2本柱の構成で実施された。その後、「傷病別調査」は昭和32年から、「診療行為別調査」は昭和42年から政府管掌健康保険の適用分のみを調査対象とされた。昭和49年からは、傷病の傾向が把握されたこと及び類似の調査が実施されていること等により、診療行為を主体とした調査をすることとなり、指定統計調査としての実施を中止して届出統計調査とし、調査の名称も変更された。昭和53年からは、傷病も加えた調査とし、さらに昭和58年から老人保健法が施行されたことに伴い「老人医療」を区分し、昭和61年から国民健康保険、平成11年からは組合管掌健康保険も調査対象とされた。なお、本調査は、旧統計法下では届出統計調査として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。平成23年には、行政記録情報の活用により、調剤報酬明細書や医科病院に係る診療報酬明細書等が調査する対象から除外された。

【調査の構成】 1－社会医療診療行為別調査 調査票（診療報酬明細書写し）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年の6月下旬）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－社会医療診療行為別調査 調査票（診療報酬明細書写し）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）保健・医療施設 （属性）社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年6月の1か月間 （系統）厚生労働省－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月末日

【調査事項】 1. 出生年月日、2. 傷病名、3. 診療実日数、4. 診療行為別点数・回数、5. 薬剤の使用状況（薬品名、使用量等）等

【調査名】 労務費率調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年4月27日

【実施機関】 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課労災保険財政数理室

【目的】 本調査は、請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる現行の労務費率の見直しに資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和55年の調査開始以来、労働保険率の改定にあわせて、おおむね3年周期で実施されている。平成6年、9年、12年調査については、財団法人労災保険情報センターによる委託調査で実施されたが、平成17年から再び厚生労働省において実施されている。なお、平成23年調査については、東日本大震災の影響により、災害救助法が適用されている地域（東京都を除く。）を除外して調査を実施する。

【調査の構成】 1－平成23年労務費率調査票（単独有期事業場用） 2－平成23年労務費率調査票（一括有期事業場用）

【公表】 インターネット及び印刷物（審議資料：平成23年12月、詳細：平成24年3月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－平成23年労務費率調査票（単独有期事業場用）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成23年調査については、東日本大震災の影響により、災害救助法が適用されている地域（東京都を除く。）を除外する。）（単位）事業場（属性）次に掲げる工事の種類に属する有期事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の規定により、二以上の事業が一の事業とみなされている事業については、一の事業とみなされた事業）で、平成22年中に終了した請負金額500万円以上のものを行った事業場（1）水力発電施設、ずい道等新設事業、（2）道路新設事業、（3）舗装工事業、（4）鉄道又は軌道新設事業、（5）建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）、（6）既設建築物設備工事業、（7）機械設置の組立て又は据付けの事業、（8）その他の建設事業（抽出枠）労働保険適用台帳に登録されている単独有期事業の工事現場

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,000/32,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年中に終了した請負金額500万円以上の工事の全期間（系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年7月1日～7月22日

【調査事項】 1. 工事の名称、期間及び内容、2. 下請事業者数、3. 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額、4. 労災保険に係る確定保険料額及び保険料額の算出方法、5. 支払賃金総額、6. 延労働者数

※

【調査票名】 2－平成23年労務費率調査票（一括有期事業場用）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成23年調査については、東日本大震災の影響により、災害救助法が適用されている地域（東京都を除く。）を除外する。）（単位）事業場（属性）次に掲げる工事の種類に属する有期事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の規定により、二以上の事業が一の事業とみなされている事業については、一の

事業とみなされた事業)で、平成22年中に終了した請負金額500万円以上のものを行った事業場 (1) 水力発電施設、ずい道等新設事業、(2) 道路新設事業、(3) 舗装工事業、(4) 鉄道又は軌道新設事業、(5) 建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)、(6) 既設建築物設備工事業、(7) 機械設置の組立て又は据付けの事業、(8) その他の建設事業抽出枠 (抽出枠) 労働保険適用台帳に登録されている一括有期事業の工事現場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6,000/103,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年中に終了した請負金額500万円以上の工事の全期間 (系統) 厚生労働省一報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年7月1日～7月22日

【調査事項】 1. 工事の名称、期間及び内容、2. 下請事業者数、3. 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額、4. 労災保険に係る確定保険料額及び保険料額の算出方法、5. 支払賃金総額、6. 延労働者数

【調査名】 パートタイム労働者総合実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年4月27日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課

【目的】 本調査は、事業所における正社員及びパートタイム労働者に係る雇用管理の現状とともにパートタイム労働者の働き方の実態などを把握することにより、パートタイム労働法改正後の事業所における正社員とパートタイム労働者との待遇の比較などパートタイム労働者をめぐる雇用管理等の実態を明らかにして、法改正を始めとする今後のパートタイム労働に関する施策の立案に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成2年に開始された。

【調査の構成】 1-パートタイム労働者総合実態調査 事業所票 2-パートタイム労働者総合実態調査 個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：事業所票（平成23年12月）、個人票を含む全体（平成24年8月）、報告書：平成25年3月）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲からパートタイム以外の非正規労働者を除外、調査事項の一部変更、調査員調査から郵送調査に変更等。

※

【調査票名】 1-パートタイム労働者総合実態調査 事業所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の産業に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000/1,700,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年6月1日現在 （系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年5月27日～6月15日

【調査事項】 1. 事業所の属性（1）事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数、（2）就業形態・性別労働者数、（3）契約期間の定めのない正社員以外の労働者数、（4）60歳以上のパート労働者数、2. 職種・労働者の種類別労働者数、3. 雇用管理の状況（1）パートを雇用する理由、（2）正社員の1週当たりの所定労働時間数、正社員と比較した場合のパートの所定労働時間数の割合別労働者数、（3）パートの雇用期間の定めの有無、1回当たりの雇用期間、パートの労働契約の更新方法、（4）労働者の種類・賃金決定の際に考慮した内容、（5）パートの人事異動の有無、人事異動の実施状況、（6）パートの役職者の有無、役職者の種類別パート労働者数、（7）労働者の種類・教育訓練の実施状況、（8）労働者の種類・手当等、各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況、4.

正社員への転換推進措置、(1) パートの正社員転換推進措置の実施方法、(2) パートから正社員に転換するまでの間に設けている雇用形態の有無及び雇用形態、(3) 過去3年間における正社員転換推進措置による正社員募集の有無、正社員転換措置への応募者数、正社員への転換者数、5. 労働条件の明示 (1) 採用時におけるパートへの昇給・賞与・退職金の有無についての明示方法、(2) 就業規則の有無、パートへの適用の有無及びパートへの意見聴取方法、(3) 過去3年間にパートから処遇に関する説明を求められたかの有無、求められた内容についての説明の有無、(4) パートからの処遇についての苦情対応方法、6. 改正パートタイム労働法施行後に講じた改善措置実施の有無及び実施内容、7. 正社員と職務が同じパートの雇用管理の状況 (1) 基本賃金、役職手当、賞与、退職金の有無及び支払状況、(2) 正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合、正社員との間に賃金差がある理由、8. 正社員と職務が同じで、かつ、人事異動の有無や範囲等が同じパートの雇用管理の状況 (1) 基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払の有無及び支払状況、(2) 正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合

※

【調査票名】 2-パートタイム労働者総合実態調査 個人票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の産業に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所において就業しているパートタイム労働者。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」
(抽出枠) 事業所調査の調査対象事業所において就業しているパートタイム労働者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 15,000/10,000,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年6月1日現在 (系統) 調査票の配布: 厚生労働省-民間事業者-事業所調査対象事業所-報告者、調査票の回収: 報告者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成23年6月3日~7月31日

【調査事項】 1. 個人の属性 (1) 性、正社員として働いた経験の有無、年齢階級、(2) 配偶者の有無、配偶者の昨年の年収階級、(3) 同居家族の有無及び同居家族の続柄、(4) 主な収入源、(5) 最終学歴又は在学の状況、2. パートの就業の実態について (1) 通算勤続期間、(2) 現在の会社における勤続期間、(3) 現在の職種、(4) 過去1年間の就業調整の有無及び就業調整の理由、(5) 役職の有無及び役職の内容、責任・判断の度合い、(6) 同じ仕事を行っている正社員の有無、正社員と比較した場合の賃金等処遇面についての意識、3. パートの労働条件等について (1) 雇用期間の定めの有無、雇用期間、労働契約の更新の有無及び更新回数、(2) 1週間の出勤日数、1日の所定労働時間、(3) 平成23年5月の残業の有無、月間残業時間、(4) 給与形態・給与額、昨年冬の

賞与（ボーナス）の有無、（5）平成22年（1年間）にパートとして働いた年収階級、（6）雇用保険の加入の有無、社会保険の種類別加入状況、（7）採用時における昇給・賞与・退職金の有無についての説明方法、（8）教育訓練（OJT）の状況、（9）教育訓練（Off-JT）の有無及び内容、（10）処遇についての説明の要求の有無及び結果、4. パートの仕事についての考え方（1）働いている理由、パートを選んだ理由、（2）現在の仕事に対する不満・不安の有無及び不満・不安の内容、（3）今後の働き方の希望、（4）正社員になりたいと考える理由、（5）正社員になった場合に希望する制度

【調査名】 平成23年産業連関構造調査（鉱工業投入調査）（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年4月27日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室

【目的】 鉱工業部門の投入構造（主として主要工業製品の原価構成）を明らかにし、平成23年産業連関表作成（投入構造推計）の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和40年産業連関表作成時から、産業連関表の作成に合わせて原則として5年ごとに実施されてきた。

本調査の調査対象年については、経済センサス・活動調査の実施時期の調整に伴い、平成22年を対象とする産業連関表の作成が平成23年を対象とするものに変更されたため、本調査についても平成23年を対象とすることが適当であったが、報告者負担、予算的な制約等を勘案し、平成22年を調査対象年とする調査を平成23年に実施することとなった。

また、産業連関表作成の基礎資料を得るための調査が、本調査以外にも行われていることを踏まえ、平成23年の実施に際して、それらの調査を「産業連関構造調査」の名称で集約するとともに、本調査も、その中の一つの調査として位置付けられた。

【調査の構成】 1－鉱工業投入調査票

【公表】 インターネット（平成24年9月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の内容のほか、調査対象の選定方法及び調査事項等の一部変更。

※

【調査票名】 1－鉱工業投入調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」のうち、経済産業省が所管する主要製品を生産する事業所及び産業連関表における再生資源回収・加工処理部門に該当する活動を行う事業所（抽出枠）工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）15,000/440,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年暦年 （系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年 （実施期日）平成23年7月～10月

【調査事項】 1. 企業・事業所名及び所在地、2. 売上実績、3. 直接材料費内訳、4. 売上原価、5. 販売費及び一般管理費の内訳、6. 包装材料費内訳、7. 消耗品・備品の内訳、8. 屑・副産物の自社内再利用・売却実績、9. 製造工程

○届出統計調査の受理

【調査名】 県民活動実態・意向調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年4月12日

【実施機関】 千葉県環境生活部県民交流・文化課

【目的】 千葉県の市民活動団体に対する施策を推進していく上で基礎資料とするため、市民活動団体における組織運営や財政状況等の現状及び活動上の課題などを調査する。

【調査の構成】 1－平成23年度県民活動実態・意向調査 調査票

※

【調査票名】 1－平成23年度県民活動実態・意向調査 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）市民活動団体（NPO法人及び任意団体）（属性）市民活動団体（NPO法人及び任意団体）（抽出枠）市民活動・ボランティア等団体名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計（把握時）平成23年4月1日現在 （系統）都道府県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年5月中旬～6月下旬

【調査事項】 1. 活動の様子、2. 組織運営・財政状況、3. 情報の公開及び広報、4. 活動上の課題及び支援、5. 寄付の状況等

【調査名】 東北地方太平洋沖地震発生時の対応状況等の調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年4月28日

【実施機関】 東京消防庁予防部防火管理課

【目的】 今後の事業所の震災対策等に反映することを目的として実施する。

【調査の構成】 1－東北地方太平洋沖地震発生時の対応状況等の調査 調査票

※

【調査票名】 1－東北地方太平洋沖地震発生時の対応状況等の調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（稲城市及び島しょ地域を除く。） （単位）個人 （属性）防災管理義務対象物（消防法第36条に該当する防火対象物）の所有者又は関係者（抽出枠）消防法第36条に基づき、防災管理義務対象物について作成されたリスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,786 （配布）職員 （収集）職員 （記入）併用（把握時）平成23年3月11日現在 （系統）東京消防庁－各消防署－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年5月9日～5月31日

【調査事項】 1. 地震に対する備え（事前準備状況）について、2. 地震発生に伴う被害状況等について、3. 地震発生時の活動状況等について、4. 計画停電による影響等について、5. その他